

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年2月12日
【四半期会計期間】	第3期第3四半期（自平成21年10月1日至平成21年12月31日）
【会社名】	株式会社スカパーJ S A Tホールディングス
【英訳名】	S K Y P e r f e c t J S A T H o l d i n g s I n c .
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 秋山 政徳
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂一丁目14番14号
【電話番号】	03(5571)1500
【事務連絡者氏名】	取締役 加藤 修
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂一丁目14番14号
【電話番号】	03(5571)1500
【事務連絡者氏名】	取締役 加藤 修
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第2期 第3四半期連結 累計期間	第3期 第3四半期連結 累計期間	第2期 第3四半期連結 会計期間	第3期 第3四半期連結 会計期間	第2期
会計期間	自平成20年 4月1日 至平成20年 12月31日	自平成21年 4月1日 至平成21年 12月31日	自平成20年 10月1日 至平成20年 12月31日	自平成21年 10月1日 至平成21年 12月31日	自平成20年 4月1日 至平成21年 3月31日
営業収益(百万円)	107,846	104,598	38,436	34,841	145,412
経常利益(百万円)	11,154	11,107	3,766	3,689	15,300
四半期(当期)純利益(百万円)	3,208	5,895	2,898	2,613	4,047
純資産額(百万円)	-	-	172,734	175,266	173,502
総資産額(百万円)	-	-	302,980	328,682	309,811
1株当たり純資産額(円)	-	-	50,057.45	50,945.50	50,341.69
1株当たり四半期(当期)純利益 金額(円)	933.46	1,751.70	855.18	776.51	1,190.35
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	-	-	-	-	-
自己資本比率(%)	-	-	55.6	52.2	54.7
営業活動による キャッシュ・フロー(百万円)	23,978	31,676	-	-	31,431
投資活動による キャッシュ・フロー(百万円)	19,465	23,782	-	-	27,778
財務活動による キャッシュ・フロー(百万円)	15,731	16,423	-	-	7,766
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(百万円)	-	-	33,597	64,729	40,419
従業員数(人)	-	-	947	888	876

(注1) 営業収益には、消費税等は含んでおりません。

(注2) 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

(注3) 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、希薄化効果を有する潜在株式がないため記載しておりません。

(注4) 従業員数は、就業人員(当社及び連結子会社から当社及び連結子会社外部への出向者は除き、当社及び連結子会社外部からの出向者並びに契約社員を含む)であります。

2【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

なお、当社の連結子会社であるマルチチャンネルエンターテイメント株式会社は、平成21年11月1日付で株式会社スカパー・エンターテイメントへ社名変更しております。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成21年12月31日現在

従業員数（人）	888（389）
---------	----------

（注）従業員数は、就業人員（当社及び連結子会社から外部への出向者は除き、外部からの出向者並びに契約社員を含む）であり、臨時雇用者数は（ ）内に当第3四半期連結会計期間の平均人員を外数で記載しております。但し、業務委託契約に基づき派遣された人員については、就業時間を始め、就労に関する諸条件が当社グループの規程の適用範囲ではない為、臨時従業員数に含めておりません。

(2) 提出会社の状況

平成21年12月31日現在

従業員数（人）	15（ - ）
---------	---------

（注1）従業員数は、就業人員であり、臨時雇用者数は（ ）内に当第3四半期会計期間の平均人員を外数で記載しております。

（注2）従業員は、スカパーJSAT株式会社からの出向者（兼務出向者を含む）であります。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社及び連結子会社は、サービスの提供にあたり、製品の生産を行っていないため、生産実績について記載すべき事項はありません。

(2) 受注実績

当社及び連結子会社は、受注生産を行っていませんので記載すべき事項はありません。

(3) 販売実績

当第3四半期連結会計期間の販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	前年同四半期比(%)
有料多チャンネル事業(百万円)	27,264	4.3
衛星事業(百万円)	7,577	38.4
合計(百万円)	34,841	9.4

(注1) セグメント間取引については相殺消去しております。

(注2) 本表の金額は、消費税等は含まれておりません。

2【事業等のリスク】

当第3四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当社は、平成21年12月15日開催の取締役会において、ジャパンケーブルネット株式会社に当社の連結子会社である株式会社ケーブルテレビ足立の全株式を譲渡することについて決議を行い、同日付で株式譲渡契約を締結いたしました。

その主な内容は、「第5 経理の状況 追加情報（子会社の売却）」に記載のとおりであります。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

（1）業績の状況

当第3四半期連結会計期間のわが国経済は、新興国経済復調の恩恵を受けているものの、物価下落、雇用及び個人消費低迷という負のサイクルが続く等、厳しい情勢が続いております。

反面、景気の悪化による「安・近・短」や「巣籠もり」といった消費動向、及びデジタルテレビへのエコポイント付与による需要の促進等、当社有料多チャンネル事業にプラスの影響を与えている面もあり、長期安定契約中心の衛星事業と合わせて、景気悪化に対する当社業務の相対的な安定性は示されていると考えられます。しかしながら、今後の経済情勢の不透明さを勘案すれば、なお予断を許さない状況となっております。

放送業界においては、平成23年地上デジタル放送への完全移行に伴い、いわゆる三波共用のデジタルテレビやブルーレイディスクレコーダー等のデジタル家電の普及がますます拡大し、高画質のテレビ番組を楽しむ視聴者が増加してきております。加えて、今後は3D放送への注目度が一層高まっていくものと思われま。

また、有料多チャンネル放送業界においては、ケーブルテレビ統括運営会社（MSO）が引き続き有料多チャンネル放送、高速インターネット、IP電話サービス等を組み合わせたマルチプレイサービスを推進しており、有料多チャンネル放送業界における新規顧客獲得と既存顧客の囲い込みの競争は激化しております。

衛星通信業界においては、通信衛星の優位性を活かした各種通信サービスは堅調に推移しているものの、光ファイバによる高速・低価格の通信サービスの普及に伴い、厳しい顧客獲得競争が続く、また、無線ブロードバンドサービスの商用化に向けた開発や実験が通信事業者により積極的に進められており、通信衛星サービスと地上系通信サービス間の市場における競争環境は厳しさを増しております。

このような事業環境の中、当第3四半期連結会計期間における当社グループの営業収益は、有料多チャンネル事業における累計加入者からの収入を基盤とした収益と、衛星事業における安定的な顧客基盤からの収益の一方で、前年同四半期に計上した衛星回線の一括販売の影響等により、前年同四半期比で3,594百万円の減少となりました。

利益面では、放送関連設備やJCSAT-12に係る減価償却費が増加したものの、加入者獲得費用負担の少ないスカパー！e2の契約件数が想定を上回ったこと及び経費節減を推進したこと等により、営業利益は前年同四半期比で36百万円増加いたしました。また特別利益として計上した投資有価証券償還益及び前年同四半期に特別損失として計上した投資有価証券評価損が当第3四半期連結会計期間では大幅に減少したこと等から、税金等調整前四半期純利益は前年同四半期比で1,568百万円増加いたしました。四半期純利益は税金費用を856百万円計上した結果、前年同四半期比で285百万円減少いたしました。

以上の結果、当第3四半期連結会計期間の業績は、営業収益34,841百万円（前年同四半期比9.4%減）、営業利益4,128百万円（前年同四半期比0.9%増）、経常利益3,689百万円（前年同四半期比2.0%減）、税金等調整前四半期純利益3,468百万円（前年同四半期比82.6%増）、四半期純利益2,613百万円（前年同四半期比9.8%減）となりました。

なお、主要な事業の概況は以下の通りです。

1. 有料多チャンネル事業

当第3四半期連結会計期間の有料多チャンネル事業においては、10月からハイビジョン放送に対応したサービスであるスカパー！HDの加入促進を積極的に推進いたしました。ハイビジョン対応チャンネルは順調に増加しており、平成22年3月のチャンネル数は70以上になる予定です。Jリーグ(J1)や2010 FIFAワールドカップ南アフリカ大会についても、全試合ハイビジョン放送での提供が決定しており、今後もスカパー！HDの拡大を進めてまいります。なお、加入件数については、デジタルテレビの普及拡大に伴うスカパー！e2の契約件数の拡大や、光ファイバを利用したe2再送信の開始等により、新規個人契約件数が全体で412千件（前年同期比13千件増）となりました。

一方、個人解約率は、スカパー！e2の総加入件数の増加に伴い、プロ野球やJリーグ終了時の解約のインパクトが増加したこと等により、1.3%（月換算率、同0.1%増）となりました。

また、契約純増は5千件（同12千件減）となり、この結果、当第3四半期連結会計期間末の個人契約件数累計は3,713千件（同13千件増）となりました。

当第3四半期連結会計期間において、有料多チャンネル事業の営業収益は27,264百万円（前年同四半期比4.3%増）となりました。また、営業利益は2,594百万円（前年同四半期比10.5%増）となりました。

2. 衛星事業

当第3四半期連結会計期間における衛星事業においては、12月1日（日本時間）にインテルサットとの共同衛星（衛星名：JCSAT-85、旧名はIntelsat 15）の打ち上げに成功しました。これにより民間商船向け海洋ブロードバンドサービスを本格的に展開していく予定です。加えて、宇宙ビジネス推進部を新設し（平成22年1月1日付）、宇宙基本計画に係る案件の受注に向けて、積極的に取り組んでまいります。

当第3四半期連結会計期間において、衛星事業の営業収益は、前年同四半期に計上した衛星回線の一括販売の影響等により7,577百万円（前年同四半期比38.4%減）となりました。また営業利益は1,620百万円（前年同四半期比22.6%減）となりました。

(2) 財政状態

当第3四半期連結会計期間末における総資産は328,682百万円となり、前連結会計年度末に比べ18,871百万円増加いたしました。主な増加は、有価証券30,479百万円及び有形固定資産8,560百万円であり、主な減少は現金及び預金6,579百万円及び投資有価証券3,144百万円であります。

当第3四半期連結会計期間末における総負債は153,416百万円となり、前連結会計年度末に比べ17,106百万円増加いたしました。主な増加は、社債20,000百万円であり、主な減少は未払金4,609百万円であります。

当第3四半期連結会計期間末における少数株主持分を含めた純資産は175,266百万円となり、前連結会計年度末に比べ1,764百万円増加いたしました。主な増加は、当第3四半期連結累計期間純利益5,895百万円であり、主な減少は剰余金の配当金の支払4,038百万円であります。また、自己資本比率は52.2%となり、前連結会計年度末に比べて2.5ポイント減少いたしました。

(3) キャッシュ・フローの状況

営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前四半期純利益3,468百万円に加え、減価償却費6,247百万円、のれん償却額311百万円及び投資有価証券評価損484百万円等の非資金流出費用等があり、8,074百万円（前年同四半期比7.5%増）の収入となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、投資有価証券の売却及び償還による収入2,889百万円の方で、有形固定資産及び無形固定資産の取得による支出8,143百万円等があり、4,645百万円（前年同四半期比71.6%増）の支出となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、長期借入金の返済による支出3,168百万円、配当金の支払1,994百万円等により、4,258百万円の支出（前年同四半期は6,882百万円の支出）となりました。

以上の結果、現金及び現金同等物の当第3四半期連結会計期間末の残高は64,729百万円となりました。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

当第3四半期連結会計期間における研究開発費は、23百万円であります。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間における設備の主な増加は、次のとおりであります。

有料多チャンネル事業

会社名	区分(所在地)	設備の内容	帳簿価額(百万円)	
			通信衛星設備	合計
スカパーJSAT(株)	通信衛星JCSAT-12 (赤道上空の静止軌道上)	通信衛星	23,488	23,488

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設計画は次のとおりであります。

会社名	区分(所在地)	事業の種類別セグメントの名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手年月	完了予定年月
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)			
スカパーJSAT(株)	東京都江東区	有料多チャンネル事業	新BS放送におけるプラットフォーム設備	3,500	-	自己資金	平成21年 11月	平成22年 下期

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	14,500,000
計	14,500,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成21年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成22年2月12日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	3,446,037	3,446,037	(株)東京証券取引所 (市場第一部)	当社は単元株制度を 採用しておりません。
計	3,446,037	3,446,037	-	-

(注)「提出日現在発行数」には、平成22年2月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の権利行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

平成19年4月2日の株式移転に際し、当社子会社である株式会社スカイパーフェクト・コミュニケーションズ（現 スカパーJSAT株式会社）が発行した新株予約権に代わるものとして交付した新株予約権

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数(個)(注2)	2,909
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注2)	2,909
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注3)	152,000
新株予約権の行使期間	自:平成19年4月2日 至:平成22年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 152,000 資本組入額 76,000
新株予約権の行使の条件(注4)	-
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注1) 当社子会社である株式会社スカイパーフェクト・コミュニケーションズ(現 スカパーJSAT株式会社)が、平成15年6月27日開催の定時株主総会の特別決議において、平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権であります。

(注2) 新株予約権1個当たりの目的である株式(以下「対象株式数」という。)は、当社普通株式1株とする。

当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合、次の算式により対象株式数を調整する。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が、株式無償割当てを行う場合、合併、会社分割、株式交換又は株式移転(以下総称して「合併等」という。)を行う場合、その他対象株式数の調整を必要とする場合には、株式無償割当て、合併等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で調整することができる。ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

(注3) 当社が当社株式につき株式の分割又は株式の併合を行う場合、上記の行使価額は、株式の分割又は株式の併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が時価を下回る価額で、当社株式につき新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡、当社株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の転換又は行使の場合を除き、株式無償割当てを含む。)、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替える。

さらに、当社が合併等を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

(注4) (1) 新株予約権を割り当てられた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の取締役又は従業員たる地位を失った後も、これを行使することができる。ただし、新株予約権者が、次の事由のいずれかに該当した場合は、その後、新株予約権を行使することができない。

取締役が解任された場合又は従業員が諭旨解雇若しくは懲戒解雇された場合、

取締役又は従業員が、当社と競業する会社の取締役、監査役、従業員、顧問、嘱託、コンサルタント等になるなど、当社に敵対する行為又は当社の利益を害する行為を行った場合、ただし、当社に敵対する意図又は当社の利益を害する意図をもって、かかる行為を行った場合に限る。

禁錮以上の刑に処せられた場合、

従業員について、諭旨解雇又は懲戒解雇の原因となる事由が、退職後に発覚した場合、

第三者に対して新株予約権の譲渡、質入、担保権設定その他の処分を行った場合。

(2) 新株予約権者は、新株予約権1個について、これを分割して行使することはできない。

(3) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができる。新株予約権者が死亡した場合、上記(1)に定める行使の条件は適用されない。

(注5) 新株予約権の取得事由

(1) 下記に掲げる議案が当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合、当社取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日が到来したときに、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

(2) 当社は、当社取締役会が別途定める日が到来したときに、新株予約権の全部または一部を無償で取得することができる。なお、新株予約権の一部を取得する場合には、当社取締役会の決議によりその取得する新株予約権の一部を認める。

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数(個)(注2)	1,158
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注2)	1,158
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注3)	126,105
新株予約権の行使期間	自:平成19年4月2日 至:平成22年11月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 126,105 資本組入額 63,053
新株予約権の行使の条件(注4)	-
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注1) 当社子会社である株式会社スカパーフェクト・コミュニケーションズ(現スカパーJSAT株式会社)が、平成16年6月25日開催の定時株主総会の特別決議において、平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権であります。

(注2) 新株予約権1個当たりの目的である株式(以下「対象株式数」という。)は、当社普通株式1株とする。

当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合、次の算式により対象株式数を調整する。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が、株式無償割当てを行う場合、合併、会社分割、株式交換又は株式移転(以下総称して「合併等」という。)を行う場合、その他対象株式数の調整を必要とする場合には、株式無償割当て、合併等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で調整することができる。ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

(注3) 当社が当社株式につき株式の分割又は株式の併合を行う場合、上記の行使価額は、株式の分割又は株式の併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が時価を下回る価額で、当社株式につき新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の転換又は行使の場合を除き、株式無償割当てを含む。)、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替える。

さらに、当社が合併等を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

(注4) (1) 新株予約権を割り当てられた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の取締役又は従業員たる地位を失った後も、これを行使することができる。ただし、新株予約権者が、次の事由のいずれかに該当した場合は、その後、新株予約権を行使することができない。

取締役が解任された場合又は従業員が諭旨解雇若しくは懲戒解雇された場合、

取締役又は従業員が、当社と競争する会社の取締役、監査役、従業員、顧問、嘱託、コンサルタント等になるなど、当社に敵対する行為又は当社の利益を害する行為を行った場合、ただし、当社に敵対する意図又は当社の利益を害する意図をもって、かかる行為を行った場合に限る。

禁錮以上の刑に処せられた場合、

従業員について、諭旨解雇又は懲戒解雇の原因となる事由が、退職後に発覚した場合、

第三者に対して新株予約権の譲渡、質入、担保権設定その他の処分を行った場合、

(2) 新株予約権者は、新株予約権1個について、これを分割して行使することはできない。

(3) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができる。新株予約権者が死亡した場合、上記(1)に定める行使の条件は適用されない。

(注5) 新株予約権の取得事由

(1) 下記に掲げる議案が当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合、当社取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日が到来したときに、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

(2) 当社は、当社取締役会が別途定める日が到来したときに、新株予約権の全部または一部を無償で取得することができる。なお、新株予約権の一部を取得する場合には、当社取締役会の決議によりその取得する新株予約権の一部を認める。

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数(個)(注2)	2,522
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注2)	2,522
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注3)	85,953
新株予約権の行使期間	自:平成19年8月1日 至:平成23年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 85,953 資本組入額 42,977
新株予約権の行使の条件(注4)	-
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注1) 当社子会社である株式会社スカパーフェクト・コミュニケーションズ(現スカパーJSAT株式会社)が、平成17年6月24日開催の定時株主総会の特別決議において、平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権であります。

(注2) 新株予約権1個当たりの目的である株式(以下「対象株式数」という。)は、当社普通株式1株とする。

当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合、次の算式により対象株式数を調整する。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が、株式無償割当てを行う場合、合併、会社分割、株式交換又は株式移転(以下総称して「合併等」という。)を行う場合、その他対象株式数の調整を必要とする場合には、株式無償割当て、合併等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で調整することができる。ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

(注3) 当社が当社株式につき株式の分割又は株式の併合を行う場合、上記の行使価額は、株式の分割又は株式の併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が時価を下回る価額で、当社株式につき新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の転換又は行使の場合を除き、株式無償割当てを含む。)、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替える。

さらに、当社が合併等を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

(注4) (1) 新株予約権を割り当てられた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の取締役又は従業員たる地位を失った後も、これを行使することができる。ただし、新株予約権者が、次の事由のいずれかに該当した場合は、その後、新株予約権を行使することができない。

取締役が解任された場合又は従業員が諭旨解雇若しくは懲戒解雇された場合、

取締役又は従業員が、当社と競争する会社の取締役、監査役、従業員、顧問、囑託、コンサルタント等になるなど、当社に敵対する行為又は当社の利益を害する行為を行った場合、ただし、当社に敵対する意図又は当社の利益を害する意図をもって、かかる行為を行った場合に限る。

禁錮以上の刑に処せられた場合、

従業員について、諭旨解雇又は懲戒解雇の原因となる事由が、退職後に発覚した場合、

第三者に対して新株予約権の譲渡、質入、担保権設定その他の処分を行った場合、

(2) 新株予約権者は、新株予約権1個について、これを分割して行使することはできない。

(3) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができる。新株予約権者が死亡した場合、上記(1)に定める行使の条件は適用されない。

(注5) 新株予約権の取得事由

(1) 下記に掲げる議案が当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合、当社取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日が到来したときに、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

(2) 当社は、当社取締役会が別途定める日が到来したときに、新株予約権の全部または一部を無償で取得することができる。なお、新株予約権の一部を取得する場合には、当社取締役会の決議によりその取得する新株予約権の一部を認める。

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数(個)(注2)	1,180
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注2)	1,180
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注3)	70,256
新株予約権の行使期間	自:平成20年10月1日 至:平成24年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 70,256 資本組入額 35,128
新株予約権の行使の条件(注4)	-
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項(注5)	-

(注1) 当社子会社である株式会社スカパーフェクト・コミュニケーションズ(現 スカパーJSAT株式会社)が、平成18年8月30日開催の取締役会決議において、会社法第238条第1項、第2項及び第240条第1項の規定に基づき発行した新株予約権であります。

(注2) 新株予約権1個当たりの目的である株式(以下「対象株式数」という。)は、当社普通株式1株とする。

当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合、次の算式により対象株式数を調整する。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が、株式無償割当てを行う場合、合併、会社分割、株式交換又は株式移転(以下総称して「合併等」という。)を行う場合、その他対象株式数の調整を必要とする場合には、株式無償割当て、合併等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で調整することができる。ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

(注3) 当社が当社株式につき株式の分割又は株式の併合を行う場合、上記の行使価額は、株式の分割又は株式の併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が時価を下回る価額で、当社株式につき新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の転換又は行使の場合を除き、株式無償割当てを含む。)、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替える。

さらに、当社が合併等を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

(注4) (1) 新株予約権を割り当てられた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の取締役又は従業員たる地位を失った後も、これを行使することができる。ただし、新株予約権者が、次の事由のいずれかに該当した場合は、その後、新株予約権を行使することができない。

取締役が解任された場合又は従業員が諭旨解雇若しくは懲戒解雇された場合、

取締役又は従業員が、当社と競争する会社の取締役、監査役、従業員、顧問、嘱託、コンサルタント等になるなど、当社に敵対する行為又は当社の利益を害する行為を行った場合、ただし、当社に敵対する意図又は当社の利益を害する意図をもって、かかる行為を行った場合に限る。

禁錮以上の刑に処せられた場合、

従業員について、諭旨解雇又は懲戒解雇の原因となる事由が、退職後に発覚した場合、

第三者に対して新株予約権の譲渡、質入、担保権設定その他の処分を行った場合、

(2) 新株予約権者は、新株予約権1個について、これを分割して行使することはできない。

(3) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができる。新株予約権者が死亡した場合、上記(1)に定める行使の条件は適用されない。

- (注5) 当社が合併(合併により当社が消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以下総称して「組織再編行為」という。)をする場合、合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社、吸収分割する株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社、または、株式移転により設立する株式会社(以下総称して「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の方針にて交付するものとする。但し、下記の方針に沿う記載のある吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画の承認議案につき当社株主総会の承認を受けた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、決定する。
 - (4) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注2)に準じて決定する。
 - (5) 新株予約権を行使することのできる期間
新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発効日のいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記3に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。
 - (8) その他の新株予約権の行使条件ならびに新株予約権の取得事由
上記4及び下記7に準じて決定する。
- (注6) 新株予約権の取得事由
- (1) 下記に掲げる議案が当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合、当社取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日が到来したときに、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画承認の議案
当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
 - (2) 当社は、当社取締役会が別途定める日が到来したときに、新株予約権の全部または一部を無償で取得することができる。なお、新株予約権の一部を取得する場合には、当社取締役会の決議によりその取得する新株予約権の一部を認める。

平成19年4月2日の株式移転に際し、当社子会社であるジェイサット株式会社（現 スカパーJSAT株式会社）が発行した新株予約権に代わるものとして交付した新株予約権

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数(個)	300
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注2)	1,200
新株予約権の行使時の払込金額(注3)	1株当たりの払込価額に新株予約権1個当たりの目的となる株式数を乗じた金額
新株予約権の行使期間	自:平成20年12月22日 至:平成23年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 77,150 資本組入額 38,575
新株予約権の行使の条件(注4)	-
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項(注5)	-

(注1) 当社子会社であるジェイサット株式会社(現 スカパーJSAT株式会社)が、平成18年6月27日開催の定時株主総会の特別決議において、会社法第238条第2項及び第240条の規定に基づき発行した新株予約権であります。

(注2) 当社が合併、会社分割、株式分割または株式併合等を行うことにより、株式数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとします。

(注3) 新株予約権1個当たりの払込金額は、1個当たりの払込金額である金7万7150円に、上記に定める新株予約権1個の目的たる株式数を乗じた金額とする。なお、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合は、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、「商法等の一部を改正する等の法律」(平成13年法律第79号)附則第5条第2項の規定に基づく自己株式の譲渡、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の転換又は行使による場合を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

(注4) (1) 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利の行使時において当社又は当社関係会社の取締役、監査役、顧問の地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、その他正当な理由があると認められた場合は、この限りではない。

(2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による本新株予約権の相続を認めるものとする。

(3) 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。

(4) 新株予約権者は、次の各号の一に該当した場合、上記の権利行使期間中といえども、新株予約権を行使することができない。

禁錮以上の刑に処せられた場合、

新株予約権者が解任された場合又は当社の就業規則により懲戒解雇又は諭旨解雇の制裁を受けた場合、

新株予約権者が当社又は当社関係会社の取締役、監査役、顧問の地位を辞した場合、ただし任期満了による退任、その他正当な理由があると当社が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者が当社以外の当社と競合する衛星通信事業又は衛星放送事業を目的とする会社の役職員に就任した場合(当社の書面による承諾を事前に得た場合を除く)

新株予約権者が当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申出た場合、

(注5) 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(総称して「組織再編行為」という)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記新株予約権の目的となる株式の数に準じて決定します。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後払込金額に に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とします。

新株予約権を行使することができる期間

上記新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発効日のうちいずれか遅い日から、上記新株予約権の行使期間の満了日までとします。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

a. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。

b. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記a記載の資本金等増加限度額から上記aに定める増加する資本金の額を減じた額とします。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとします。

新株予約権の取得条項

a. 当社が消滅会社となる合併についての合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約書または株式移転の議案について当社株主総会の承認決議がなされたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができるものとします。

b. 当社は、新株予約権者が上記新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は当該新株予約権を無償で取得することができるものとします。

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数(個)	1,152
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注2)	4,608
新株予約権の行使時の払込金額(注3)	1株当たりの払込価額に新株予約権1個当たりの目的となる株式数を乗じた金額
新株予約権の行使期間	自:平成20年12月22日 至:平成23年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 77,150 資本組入額 38,575
新株予約権の行使の条件(注4)	-
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項(注5)	-

(注1) 当子会社であるジェイサット株式会社(現 スカパーJSAT株式会社)が、平成18年6月27日開催の定時株主総会の特別決議において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権であります。

(注2) 当社が合併、会社分割、株式分割または株式併合等を行うことにより、株式数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとします。

(注3) 新株予約権1個当たりの払込金額は、1個当たりの払込金額である金7万7150円に、上記に定める新株予約権1個の目的たる株式数を乗じた金額とする。なお、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合は、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、「商法等の一部を改正する等の法律」(平成13年法律第79号)附則第5条第2項の規定に基づく自己株式の譲渡、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の転換又は行使による場合を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

(注4) (1) 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利の行使時において当社又は当社関係会社の取締役、監査役、顧問又は従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、転籍、その他正当な理由があると認められた場合は、この限りではない。

(2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による本新株予約権の相続を認めるものとする。

(3) 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。

(4) 新株予約権者は、次の各号の一に該当した場合、上記の権利行使期間中といえども、新株予約権を行使することができない。

禁錮以上の刑に処せられた場合、

新株予約権者が解任された場合又は当社の就業規則により懲戒解雇又は諭旨解雇の制裁を受けた場合、

新株予約権者が当社又は当社関係会社の取締役、監査役、顧問又は従業員の地位を辞した場合、ただし任期満了による退任、定年退職、転籍その他正当な理由があると当社が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者が当社以外の当社と競合する衛星通信事業又は衛星放送事業を目的とする会社の役員に就任した場合(当社の書面による承諾を事前に得た場合を除く)

新株予約権者が当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申出た場合、

(注5) 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(総称して「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記新株予約権の目的となる株式の数に準じて決定します。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後払込金額に に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とします。

新株予約権を行使することができる期間

上記新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発効日のうちいずれか遅い日から、上記新株予約権の行使期間の満了日までとします。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

a. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。

b. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記a記載の資本金等増加限度額から上記aに定める増加する資本金の額を減じた額とします。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとします。

新株予約権の取得条項

a. 当社が消滅会社となる合併についての合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約書または株式移転の議案について当社株主総会の承認決議がなされたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができるものとします。

b. 当社は、新株予約権者が上記新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は当該新株予約権を無償で取得することができるものとします。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減 額(百万円)	資本準備金残高 (百万円)
平成21年10月1日～ 平成21年12月31日	-	3,446,037	-	10,000	-	100,000

(5) 【大株主の状況】

当第3四半期会計期間において、ソニー株式会社から平成21年11月4日付の大量保有報告書の写しの送付があり、平成21年11月1日現在で283,058株を保有している旨の報告を受けておりますが、株主名簿の記載内容が確認できないため、当社として実質所有株式数の確認ができておりません。

ソニー株式会社の大量保有報告書の写しの内容は以下のとおりであります。

大量保有者 ソニー株式会社
住所 東京都港区港南1丁目7番1号
保有株券等の数 株式283,058株
株券等保有割合 8.21%

なお、第2四半期会計期間において主要株主であった株式会社ソニー・放送メディアは、平成21年11月1日付でソニー株式会社に吸収合併されております。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成21年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成21年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 80,518	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 3,365,519	3,365,519	-
発行済株式総数	3,446,037	-	-
総株主の議決権	-	3,365,519	-

【自己株式等】

平成21年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の合 計(株)	発行済株式総 数に対する所 有株式数の割 合(%)
㈱スカパーJSAT ホールディングス	東京都港区赤坂一丁目 14番14号	80,518	-	80,518	2.34
計	-	80,518	-	80,518	2.34

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	39,350	38,000	38,350	36,950	37,950	42,450	42,650	42,400	40,600
最低(円)	34,850	34,700	35,150	33,500	35,050	36,800	38,850	37,400	35,900

(注) 最高・最低株価は、株式会社東京証券取引所市場第一部におけるものです。

3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期連結会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期連結会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表については監査法人トーマツによる四半期レビューを受け、当第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表については有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

なお、従来から当社が監査証明を受けている監査法人トーマツは、監査法人の種類の変更により、平成21年7月1日をもって有限責任監査法人トーマツとなりました。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成21年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	33,840	40,419
受取手形及び売掛金	17,074	17,622
有価証券	31,979	1,500
番組勘定	3,236	4,048
商品	284	262
仕掛品	40	0
貯蔵品	435	419
その他	12,893	15,762
貸倒引当金	423	491
流動資産合計	99,361	79,544
固定資産		
有形固定資産		
通信衛星設備	104,624	90,216
建設仮勘定	18,284	32,298
その他	49,936	41,770
有形固定資産合計	172,845	164,285
無形固定資産		
のれん	10,991	12,050
その他	6,532	6,678
無形固定資産合計	17,524	18,729
投資その他の資産		
投資有価証券	22,369	25,514
長期貸付金	8,811	11,111
その他	7,963	10,811
貸倒引当金	193	184
投資その他の資産合計	38,951	47,252
固定資産合計	229,320	230,267
資産合計	328,682	309,811

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成21年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	328	371
1年内返済予定の長期借入金	14,674	13,588
未払金	7,463	12,072
未払法人税等	557	505
引当金	634	816
その他	23,271	23,247
流動負債合計	46,929	50,602
固定負債		
社債	20,000	-
長期借入金	78,648	78,946
引当金	3,081	3,100
その他	4,755	3,660
固定負債合計	106,486	85,707
負債合計	153,416	136,309
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,000	10,000
資本剰余金	158,193	158,193
利益剰余金	8,996	7,139
自己株式	3,883	3,883
株主資本合計	173,306	171,449
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	655	758
繰延ヘッジ損益	170	205
為替換算調整勘定	1,022	1,058
評価・換算差額等合計	1,848	2,023
新株予約権	62	71
少数株主持分	3,745	4,004
純資産合計	175,266	173,502
負債純資産合計	328,682	309,811

(2) 【 四半期連結損益計算書 】
【 第 3 四半期連結累計期間 】

(単位 : 百万円)

	前第 3 四半期連結累計期間 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年12月31日)	当第 3 四半期連結累計期間 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年12月31日)
営業収益	107,846	104,598
営業原価	64,894	62,261
営業総利益	42,951	42,336
販売費及び一般管理費	30,663	29,959
営業利益	12,287	12,377
営業外収益		
受取利息	1,001	779
受取配当金	65	40
その他	207	366
営業外収益合計	1,274	1,187
営業外費用		
支払利息	1,418	1,237
持分法による投資損失	612	771
製作出資金評価損	194	-
その他	182	448
営業外費用合計	2,407	2,457
経常利益	11,154	11,107
特別利益		
貸倒引当金戻入額	754	54
投資有価証券償還益	-	700
その他	24	0
特別利益合計	778	754
特別損失		
固定資産除却損	43	255
投資有価証券評価損	10,052	484
その他	653	284
特別損失合計	10,750	1,023
税金等調整前四半期純利益	1,182	10,838
法人税、住民税及び事業税	2,914	841
法人税等調整額	3,968	4,039
法人税等合計	1,053	4,880
少数株主利益又は少数株主損失 ()	971	62
四半期純利益	3,208	5,895

【第3四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)
営業収益	38,436	34,841
営業原価	24,018	20,719
営業総利益	14,418	14,121
販売費及び一般管理費	10,326	9,993
営業利益	4,091	4,128
営業外収益		
受取利息	197	255
受取配当金	12	1
その他	109	44
営業外収益合計	319	301
営業外費用		
支払利息	430	423
持分法による投資損失	115	194
その他	98	121
営業外費用合計	645	739
経常利益	3,766	3,689
特別利益		
貸倒引当金戻入額	11	2
投資有価証券償還益	-	700
その他	0	0
特別利益合計	11	702
特別損失		
固定資産除却損	0	159
投資有価証券評価損	1,695	484
その他	183	280
特別損失合計	1,878	924
税金等調整前四半期純利益	1,899	3,468
法人税、住民税及び事業税	230	273
法人税等調整額	875	583
法人税等合計	644	856
少数株主損失()	354	2
四半期純利益	2,898	2,613

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	1,182	10,838
減価償却費	16,189	17,478
のれん償却額	935	930
受取利息及び受取配当金	1,066	820
支払利息	1,418	1,237
持分法による投資損益(は益)	612	771
固定資産除却損	44	255
投資有価証券評価損益(は益)	10,061	484
売上債権の増減額(は増加)	3,399	547
番組勘定の増減額(は増加)	2,714	812
未払金の増減額(は減少)	5,338	4,594
未払消費税等の増減額(は減少)	951	351
前受収益の増減額(は減少)	2,530	3,236
その他	2,629	1,413
小計	27,562	32,239
利息及び配当金の受取額	1,080	971
利息の支払額	1,227	1,233
法人税等の支払額	3,437	300
営業活動によるキャッシュ・フロー	23,978	31,676
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	317	2,100
定期預金の払戻による収入	1,268	2,000
短期貸付金の回収による収入	2,584	-
有形固定資産の取得による支出	22,300	26,716
有形固定資産の売却による収入	64	17
無形固定資産の取得による支出	1,940	1,675
無形固定資産の売却による収入	10	-
投資有価証券の取得による支出	501	-
投資有価証券の売却及び償還による収入	2,606	3,704
子会社株式の取得による支出	843	293
関係会社株式の取得による支出	1,022	1,159
長期貸付けによる支出	521	-
長期貸付金の回収による収入	1,420	2,318
その他	28	121
投資活動によるキャッシュ・フロー	19,465	23,782

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
割賦債務の返済による支出	32	-
ファイナンス・リース債務の返済による支出	-	244
長期借入れによる収入	521	8,464
長期借入金の返済による支出	9,233	7,674
社債の発行による収入	-	19,910
自己株式の取得による支出	1,531	-
少数株主からの払込みによる収入	3	-
配当金の支払額	5,439	4,013
少数株主への配当金の支払額	18	18
財務活動によるキャッシュ・フロー	15,731	16,423
現金及び現金同等物に係る換算差額	183	7
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	11,402	24,310
現金及び現金同等物の期首残高	44,999	40,419
現金及び現金同等物の四半期末残高	33,597	64,729

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
1. 連結の範囲に関する事項の変更	(1) 連結の範囲の変更 第2四半期連結会計期間において、(株)オプティキャスト・マーケティングは、当社の連結子会社である(株)オプティキャストに吸収合併されたため、連結の範囲から除外しております。 (2) 変更後の連結子会社の数 12社
2. 持分法の適用に関する事項の変更	(1) 持分法適用関連会社 持分法適用関連会社の変更 第2四半期連結会計期間において、(株)システム・クリエイトの株式の全部を売却したことにより、関連会社ではなくなったため、持分法適用関連会社から除外しております。 変更後の持分法適用関連会社の数 8社

【追加情報】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
(繰延資産の処理方法)	第2四半期連結会計期間において新規に社債を発行したことで社債発行費が計上されたことに伴い、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会平成18年8月11日実務対応報告第19号)に基づき、第2四半期連結会計期間より、社債発行費は支出時に全額費用として処理しております。
(子会社株式の売却)	当社は平成21年12月15日開催の取締役会において、ジャパンケーブルネット株式会社との間で当社の連結子会社である株式会社ケーブルテレビ足立の全株式の譲渡契約を締結することを決議いたしました。
(1) 売却の概要	当該子会社及び売却先企業の名称及び事業の内容 子会社の名称 : 株式会社ケーブルテレビ足立 子会社の事業の内容 : 有線テレビ放送事業及び有線ラジオ放送事業 売却先企業の名称 : ジャパンケーブルネット株式会社 売却を行う主な理由 当社の完全子会社であるスカパーJSAT株式会社は、有線テレビ放送事業のシナジーや顧客基盤の拡大を目的として、株式会社ケーブルテレビ足立の株式を平成17年3月に取得・子会社化し、事業展開を進めて参りましたが、当社グループにおけるハイビジョン事業が本格拡大するなか、事業の集中と選択による効率化の観点から、売却することと致しました。 株式譲渡日 平成22年2月26日(予定) 法的形式を含む売却の概要 法的形式 : 株式譲渡 売却する株式の数 : 31,940株 売却価額 : 6,192百万円 売却後の持分比率 : 0.0%
(2) 実施する会計処理の概要	約30億円の関係会社株式売却益を特別利益に計上する見込です。
(3) 事業の種類別セグメントにおいて、当該子会社が含まれていた事業区分の名称	有料多チャンネル事業

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成21年12月31日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
有形固定資産の減価償却累計額 174,576百万円	有形固定資産の減価償却累計額 162,168百万円

(四半期連結損益計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
販売費及び一般管理費のうち主要なもの	販売費及び一般管理費のうち主要なもの
給与手当 3, 〇〇万円	給与手当 3, 〇〇万円
広告宣伝費 4, 978百万円	広告宣伝費 5, 365百万円
販売促進費 4, 711百万円	販売促進費 5, 039百万円
代理店手数料 4, 292百万円	代理店手数料 3, 195百万円

前第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)
販売費及び一般管理費のうち主要なもの	販売費及び一般管理費のうち主要なもの
給与手当 1, 280百万円	給与手当 1, 150百万円
広告宣伝費 1, 912百万円	広告宣伝費 2, 006百万円
販売促進費 1, 803百万円	販売促進費 1, 482百万円
代理店手数料 1, 304百万円	代理店手数料 861百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借 対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年12月31日現在)	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借 対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年12月31日現在)
現金及び預金勘定 33, 938百万円	現金及び預金勘定 33, 840百万円
有価証券 1, 000百万円	有価証券 31, 979百万円
計 34, 938百万円	計 65, 819百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金 340百万円	預入期間が3ヶ月を超える定期預金 100百万円
MMFを除く償還期限が3ヶ月を超える有価証券 1, 000百万円	償還期限が3ヶ月を超える有価証券 990百万円
現金及び現金同等物 33, 597百万円	現金及び現金同等物 64, 729百万円

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成21年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 3,446,037株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 80,518株

3. 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期連結会計期間末残高 親会社 62百万円

4. 配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成21年5月13日 取締役会	普通株式	2,019	600	平成21年3月31日	平成21年6月29日	利益剰余金
平成21年11月11日 取締役会	普通株式	2,019	600	平成21年9月30日	平成21年12月10日	利益剰余金

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)

	有料多チャンネル 事業 (百万円)	衛星事業 (百万円)	計(百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結(百万円)
営業収益及び営業損益					
営業収益					
(1) 外部顧客に対する営業 収益	26,136	12,300	38,436	-	38,436
(2) セグメント間の内部営 業収益又は振替高	226	378	604	604	-
計	26,362	12,678	39,041	604	38,436
営業利益	2,347	2,093	4,441	349	4,091

当第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)

	有料多チャンネル 事業 (百万円)	衛星事業 (百万円)	計(百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結(百万円)
営業収益及び営業損益					
営業収益					
(1) 外部顧客に対する営業 収益	27,264	7,577	34,841	-	34,841
(2) セグメント間の内部営 業収益又は振替高	17	187	205	205	-
計	27,281	7,764	35,046	205	34,841
営業利益	2,594	1,620	4,215	87	4,128

前第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)

	有料多チャンネル 事業 (百万円)	衛星事業 (百万円)	計(百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結(百万円)
営業収益及び営業損益					
営業収益					
(1) 外部顧客に対する営業 収益	80,899	26,947	107,846	-	107,846
(2) セグメント間の内部営 業収益又は振替高	507	954	1,461	1,461	-
計	81,406	27,901	109,307	1,461	107,846
営業利益	8,037	4,472	12,509	221	12,287

当第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)

	有料多チャンネル 事業 (百万円)	衛星事業 (百万円)	計(百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結(百万円)
営業収益及び営業損益					
営業収益					
(1) 外部顧客に対する営業 収益	82,078	22,519	104,598	-	104,598
(2) セグメント間の内部営 業収益又は振替高	47	644	691	691	-
計	82,125	23,164	105,289	691	104,598
営業利益	7,992	4,704	12,697	319	12,377

(注1) 事業区分の方法

事業は、経営管理体制の観点から区分しております。

(注2) 事業区分の内容

事業区分	主要サービス
有料多チャンネル事業	有料多チャンネル放送及び関連放送事業
衛星事業	通信衛星を利用した各種通信事業及び通信衛星インフラの構築・管制・運用等の事業

【所在地別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間（自平成20年10月1日 至平成20年12月31日）及び当第3四半期連結会計期間（自平成21年10月1日 至平成21年12月31日）並びに前第3四半期連結累計期間（自平成20年4月1日 至平成20年12月31日）及び当第3四半期連結累計期間（自平成21年4月1日 至平成21年12月31日）

全セグメントの営業収益の合計額に占める本邦の割合がいずれも90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載は省略しております。

【海外売上高】

前第3四半期連結会計期間（自平成20年10月1日 至平成20年12月31日）及び当第3四半期連結会計期間（自平成21年10月1日 至平成21年12月31日）並びに前第3四半期連結累計期間（自平成20年4月1日 至平成20年12月31日）及び当第3四半期連結累計期間（自平成21年4月1日 至平成21年12月31日）

海外営業収益は、連結営業収益の10%未満のため記載は省略しております。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成21年12月31日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
1株当たり純資産額 50,945円50銭	1株当たり純資産額 50,341円69銭

2. 1株当たり四半期純利益金額

前第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額 933円46銭 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しませんので記載しておりません。	1株当たり四半期純利益金額 1,751円70銭 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しませんので記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
四半期純利益(百万円)	3,208	5,895
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	3,208	5,895
普通株式の期中平均株式数(株)	3,436,699	3,365,519
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

前第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額 855円18銭 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しませんので記載しておりません。	1株当たり四半期純利益金額 776円51銭 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しませんので記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)
四半期純利益(百万円)	2,898	2,613
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	2,898	2,613
普通株式の期中平均株式数(株)	3,389,420	3,365,519
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

(剰余金の配当)

平成21年11月11日開催の取締役会において、平成21年9月30日現在の株主名簿に記載または記録されている株主に
対する中間配当として、1株当たり600円の配当を行うことを決議しました。

配当財産の種類及びその総額	金銭による配当	総額2,019百万円
---------------	---------	------------

株主に対する配当財産の割当	1株あたり600円
---------------	-----------

当該剰余金の配当がその効力を生ずる日 平成21年12月10日

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年2月12日

株式会社スカパーJSATホールディングス
取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 飯野 健一 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 布施 伸章 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 松浦 利治 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社スカパーJSATホールディングスの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社スカパーJSATホールディングス及び連結子会社の平成20年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

セグメント情報の「事業の種類別セグメント情報」の「（注1）事業区分の方法の変更」に記載のとおり、会社は当第3四半期連結会計期間より事業区分を変更している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2．四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年2月8日

株式会社スカパーJ S A Tホールディングス
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 飯野 健一 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 布施 伸章 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社スカパーJ S A Tホールディングスの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析の手續その他の四半期レビュー手續により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手續により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社スカパーJ S A Tホールディングス及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。